

NEWS LETTER

社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.15
2011

NEWS LETTER

社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.15
2011

目次

1. 改正臓器移植法について 1
2. 改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状 2
改正臓器移植法施行後1年が経過して 3
18歳未満の児童からの臓器提供 3
親族に対する優先提供 4
親族優先提供に関するQ&A 4
3. 肝臓・腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準の一部改正について 5
4. 移植者の現状(生存・生着率と待機期間)
心臓移植 7
肺移植・心肺同時移植 7
肝臓移植 8
小腸移植 8
膵臓・膵腎同時移植 9
腎臓移植 9
2010年 献腎移植配分結果 10
5. レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承いただきたいこと 10
6. 移植希望登録から移植までの流れ 11
7. 普及啓発の概要 12
8. 財政状況の報告(平成22年度) 13

1 改正臓器移植法について

本人の意思が不明な場合の家族の承諾による臓器提供(2010年7月17日から施行)

本人の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりました。改正前は、脳死後の臓器提供や臓器提供に関する脳死判定については本人の書面による意思表示と家族の承諾が必須条件でした。意思表示ができるのは、遺言の可能年齢に準じて15歳以上と定められたため、15歳未満の方の脳死後の臓器提供は事実上不可能でした。

しかし、改正後は、“提供する”意思を書面で表示を

している人に加え、本人の書面による意思表示がない場合(“提供しない”意思表示をしている場合を除く)でも、家族が脳死判定の実施および脳死と判定された後の臓器の摘出について書面により承諾した場合は、脳死後の臓器提供ができることになりました。

このことにより、15歳未満の方からの脳死後の臓器提供も可能となりました。

■法改正前と法改正後の比較

	法改正前	法改正後	施行日
親族優先提供	できない	できる	2010年1月17日
法的脳死判定と臓器提供の要件	本人の書面での意思表示および家族が拒まない、または家族がいない	①法改正前と同じ ②または本人意思不明の場合(拒否意思表示がない)は家族の書面承諾	2010年7月17日
15歳未満の脳死臓器提供	できない	できる	
普及啓発活動	—	運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
被虐待児への対応	—	虐待を受けて死亡した児童からの臓器を提供されることがないように適切に対応	

■意思表示の方法

意思表示カードへの記入

【設置場所】

全国の都道府県市区町村役場窓口、保健所、運転免許試験場(センター)、一部のコンビニエンスストア・スーパーなど



被保険者証や運転免許証の意思表示欄への記入

国民健康保険や全国健康保険協会(協会けんぽ)、組合健康保険などの被保険者証や運転免許証にある意思表示欄

(社)日本臓器移植ネットワーク ホームページ・モバイルサイトで意思を登録

【ホームページ】

<http://www.jotnw.or.jp>

【モバイルサイト】

<http://www.jotnw.or.jp/m>



2

改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状

1997年から2011年10月までに、150名の方が脳死と判定され、脳死後の臓器提供をされました。また、心臓が停止した死後に腎臓を提供された方は1,226名でした。

脳死後の臓器提供は、2009年は7件、2010年は32件、2011年は10月までに35件の脳死後の臓器提供が行われ年間の提供件数としては最多となっています。特に2010年7月に改正臓器移植法が施行されてからは、その前後を比較すると、法改正後では脳死後の臓器提供は増加しています。

一方、心臓が停止した死後(心停止下)の腎臓提供は、2006年に100件を超えて以来、その後2009年までは年間90件台の提供がありました。2010年は81件、2011年は10か月間で59件となっています。(図1)

臓器提供の全体数は最近の年次推移ではほとんど変わりありませんが、改正臓器移植法施行により、書面による意思表示がない場合でも、家族の承諾で脳死後の臓器提供が可能になったため、以前の法律のもとでは心停止下腎臓提供のみ可能であったような場合が脳死後の臓器提供に移行したことから、脳死後/心停止下提供の割合が変わったといえます。また、改正臓器移植法施行後は、他に①親族に対する臓器の優先提供の意思表示が可能となり、②家族の書面による承

諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能になりました。(次頁参照)

これらの尊い臓器提供によって移植を受けられた方は、心臓移植114名、肺移植119名、心肺同時移植1名、肝臓移植128名、膵臓移植17名、膵腎同時移植98名、腎臓移植2,428名、小腸移植11名の計2,916名にのぼります。(図2) このうち脳死下臓器移植を受けられた668名の移植後の状況を、図3に示します。移植手術後、残念ながら、感染症などが原因で亡くなられた方や臓器の機能が廃絶した方もおられますが、多くの方は退院後、外来通院しながら自宅で療養されたり、社会復帰され、感謝して過ごしています。

図1 臓器提供件数 (1997.1~2011.10)

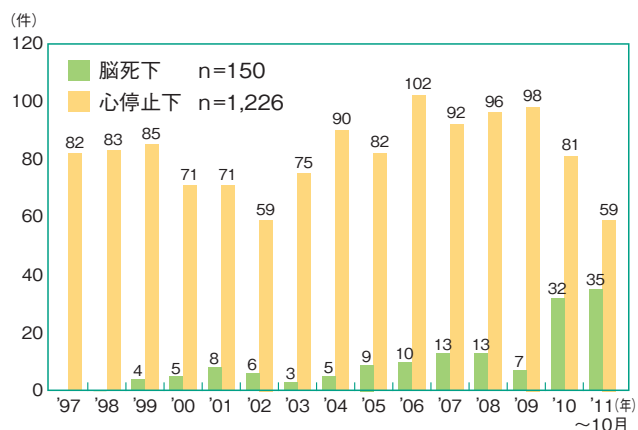
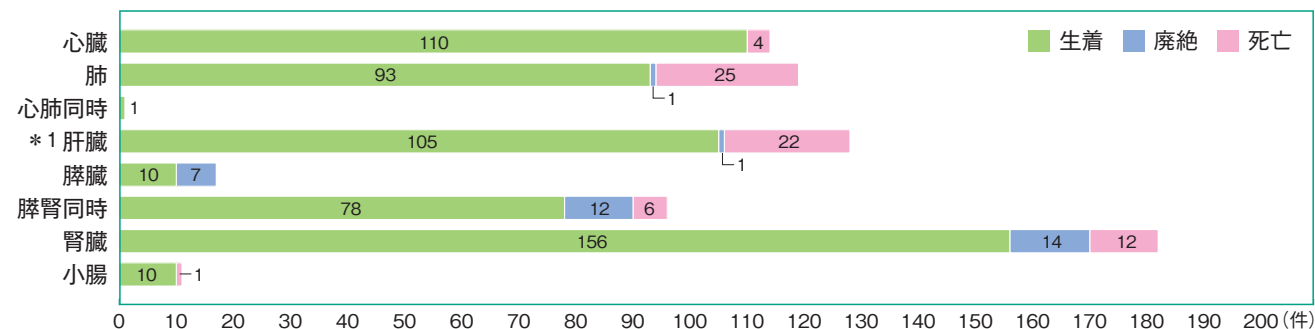


図2 臓器移植件数 (1997.1~2011.10)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 ~10月	合計
心臓	0	0	3	3	6	5	0	5	7	10	10	11	6	23	25	114
肺	-	0	0	3	6	4	2	4	5	6	9	14	9	25	32	119
心肺同時	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	1
肝臓	0	0	2	6	6	7	2	3	4	5	10	13	7	30	33	128
膵臓	-	-	0	0	0	1	1	0	1	1	4	4	0	2	3	17
膵腎同時	-	-	0	1	6	2	1	5	5	8	8	6	7	23	26	98
腎臓	159	149	158	145	145	122	135	168	155	189	179	204	182	186	152	2,428
小腸	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	4	2	11

*心停止後の膵腎同時移植2件を含む

図3 脳死臓器移植と生着状況 (1997.10~2011.10) n=668

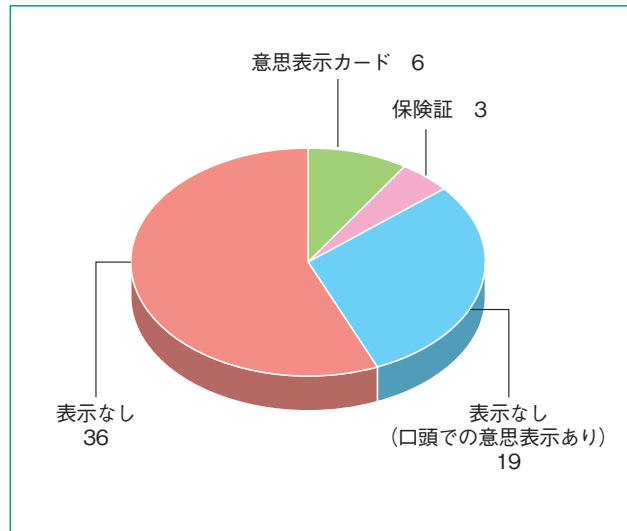


*1: 分割肝移植8提供16移植を含む *2: 膵腎ともに廃絶, または膵もしくは腎のみ廃絶

改正臓器移植法施行後1年が経過して

改正臓器移植法は2010年7月17日から施行となり、2011年10月末までに64名の方が脳死と判定され、脳死後の臓器の提供をされました。64名のうち、9名の方が書面により臓器提供の意思を表示しており、他の55名の方は家族の承諾で臓器提供をされました。本人の意思が不明の場合は拒否の意思表示がないことを確認する必要がありますが、家族から本人の希望があったか聞き取りを行ったり、また被保険者証や運転免許証に意思表示がないかどうか確認を行います。家族が承諾された理由は様々ですが、「本人の意思を尊重したい」、「人の役に立てたい、社会貢献をしたい」、「どこかで生き続けてほしい」などの思いにより臓器提供を決断されています。その結果、294名の方が移植を受けられ、残念ながら、感染症などが原因で亡くなられた方や臓器の機能が廃絶した方もおられますが、多くの方が退院後、外来通院しながら自宅で療養されたり、社会復帰されています。

■ 改正法施行後の脳死後の臓器提供(64名) 本人の書面による意思表示について



18歳未満の児童からの臓器提供

法改正により、“提供する”意思を書面で表示している方に加え、本人の書面による意思表示がない場合(“提供しない”意思表示をしている場合を除く)でも、家族が脳死判定の実施および脳死と判定された後の臓器の摘出について書面により承諾した場合は、脳死後の臓器提供ができるようになりました。このことにより、15歳未満の方からの脳死後の臓器の提供も可能となりました。

その後、2011年4月および9月に18歳未満の方が家族の承諾により脳死後の臓器提供をされました。

また、移植を受けられる方は公平に定められた基準で選ばれますが、心臓や肝臓などは18歳未満からの提供は18歳未満の方が優先されます。

家族にとって18歳未満の方が臓器提供に関する意思を有していたかどうか把握することは大変難しいことです。日頃から子どもがどのような気持ちでいるのか、どう思っているのかを受け止めておかれると、その子どもにとって、あるいは家族にとって何が一番良いことなのか考える一助になると思われます。

■ 18歳未満の児童からの脳死後の臓器提供

	10歳以上15歳未満の男児	15歳以上18歳未満の男性
心臓	大阪大学医学部附属病院(10歳代男性)	国立循環器病研究センター(10歳代男性)
肺	東北大学病院(50歳代女性)	大阪大学医学部附属病院(40歳代女性)
肝臓	北海道大学病院(20歳代男性)	京都大学医学部附属病院(10歳未満女児)
肝臓	—	国立成育医療研究センター(10歳代女性)
脾腎同時	藤田保健衛生大学病院(30歳代女性)	新潟大学医歯学総合病院(30歳代女性)
腎臓	東京女子医科大学病院(60歳代男性)	国立病院機構千葉東病院(60歳代女性)
小腸	—	東北大学病院(30歳代女性)

親族に対する優先提供

2010年1月17日から本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示することができるようになりました。意思表示は、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録したり、意思表示カード、被保険者証や運転免許証等の意思表示欄の余白や特記欄に「親族優先」と記載することができます。

その後、2011年5月に心停止下の親族優先提供により腎臓の提供が行なわれ、1名は親族に、もう1名は腎臓移植登録をされている方に移植が行なわれました。実際の流れでは、本人の書面による意思表示と親族が(社)日本臓器移植ネットワークに移植希望登

録をされていることを確認後、コーディネーターが家族に対し臓器提供(親族優先提供に関する事項を含む)に関する説明を行ないます。家族の総意として承諾書を作成した後、レシピエント選択基準に従い選定を行います。また、親族関係を確認する書類の提出が必要です。最終的に担当医による診察で本人及び親族の医学的条件に問題ないことが確認され、臓器の提供と移植が行なわれることとなります。

親族優先提供の意思表示は強制ではありません。臓器提供する・しないは、個人の自由な意思決定に基づきます。日頃より家族や大切な方とよく話し合っておくことが大切です。

■ 心停止下の親族優先提供事例

ドナーの方の年代・性別	40歳代 女性
意思表示の方法(カード・シール等)	臓器提供意思表示カード
提供意思を表示していた臓器	腎臓
親族優先提供に関する意思表示	特記欄「親族優先」
親族に移植される臓器：親族関係	腎臓：子
親族の年代・性別	20歳代 女性

親族優先提供に関するQ&A

Q1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？

A1 配偶者、子ども及び父母を指します。いわゆる事実婚の方や、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母は含まれません。

Q2 どうして「きょうだい」は親族の範囲に入らないのですか？

A2 わが国の臓器移植法に基づく臓器移植の原則である公平公正を保ち、優先提供を希望する親族の心情を考えて、かなり厳しい条件の中で認めることになりました。これは立法者(法律の提案者)の意思が根拠となっています。

Q3 親族関係を確認する公的証明書は、いつまでに何を用意すれば良いですか？

A3 原則として、レシピエント検索(ネットワークのコンピュータで移植候補者の選定をする)までです。親子間は戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、改製原戸籍(抄)本、配偶者間は同一世帯の場合は住民票、または戸籍謄(抄)本をご用意いただきます。基本的に直近3ヵ月以内としています。

Q4 優先提供の意思表示をしておけば、必ず親族に移植ができますか？

A4 優先提供の対象者が①移植希望登録をしており、②医学的な条件などを満たせば、移植可能です。また、親族への臓器を提供するための自殺を防ぐため、自殺した方からの、親族への優先提供は行われません。
※いわゆる事実婚の方や、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母は含まれません。

Q5 親族だけに提供することはできますか？

A5 「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、提供先を限定する意思表示が示されていた場合は親族の方も含め、臓器提供そのものができなくなります。

3 肝臓・腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準の一部改正について

2011年2月18日、腎臓の選択基準の一部が改正されました(2011年3月15日施行)。また、2011年9月16日、肝臓の選択基準の一部が再度、改正されました(2011年10月20日施行)。医学的緊急性の点数やHLA型の適合度の点数が再検討されました。

肝臓移植希望者(レシピエント)選択基準

1. 適合条件

(1) ABO式血液型

ABO式血液型的一致(identical)及び適合(compatible)の待機者を候補者とする。

ただし、選択時2歳(生後24ヶ月)未満の場合には医学的緊急性10点の場合に限り、不適合(imcompatible)の待機者も候補とする。

(2) 前感作抗体

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(3) HLA型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(4) 搬送時間(虚血許容時間)

臓器提供者(ドナー)の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開することが望ましい。

2. 優先順位

(1) 医学的緊急性

予測余命が1ヶ月以内	10点
予測余命が1ヶ月～3ヶ月以内	8点
予測余命が3ヶ月～6ヶ月以内	6点
予測余命が6ヶ月～1年以内	3点
予測余命が1年を超えるもの	1点

ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、上表に規定する点数のいずれかを用いることがある。

(2) ABO式血液型

ABO式血液型が一致	1.5点
ABO式血液型が適合	1.0点

ただし、選択時に2歳(生後24ヶ月)未満かつ医学的緊急性10点の待機者は、血液型を問わず、1.5点を加点する。

(3) 臓器提供者(ドナー)が18歳未満の場合には、選択時に18歳未満の移植希望者(レシピエント)に限り、1点を加点する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者(レシピエント)が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、

親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

ただし、HLAの適合度を必ず確認し、臓器提供者(ドナー)のHLA-A、HLA-B、HLA-DRのすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者(レシピエント)が臓器提供者(ドナー)のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病(GVHD)の危険性が高いため、除く。

(2) (1)、(2)及び(3)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在した場合は、待機時間の長い者を優先する。

(3) (1)又は(2)で選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓及び腎臓の提供があったときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓、膵臓及び腎臓の提供があったときには、膵臓移植希望者(レシピエント)選択基準で選ばれた移植希望者(レシピエント)が膵腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。なお、選ばれた肝腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者(レシピエント)が優先すべき親族であるときや膵腎同時移植希望者(レシピエント)が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者(レシピエント)や膵腎同時移植希望者(レシピエント)が優先される。

(4) (3)により、肝腎同時移植希望者(レシピエント)が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準で選ばれた腎臓移植希望者(レシピエント)に腎臓を配分する。

(5) (1)又は(2)で選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓及び小腸の提供があった場合には当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者(レシピエント)が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者(レシピエント)が優先される。

(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

4. その他

(1) 待機 inactive 制度

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、

「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

(2) 検討

ABO式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準

1. 前提条件

(1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。

(2) リンパ球交叉試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 陰性

2. 優先順位

(1) 搬送時間 (阻血時間)

地域	点数
同一都道府県内 (注)	12点
同一ブロック内	6点

移植希望者の登録地域は移植希望施設の所在地 (都道府県) とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点数	×1.15点
0	0	14	
0	1	13	
0	2	12	
0	3	11	
0	4	10	
1	0	9	
1	1	8	
1	2	7	
1	3	6	
1	4	5	
2	0	4	
2	1	3	
2	2	2	
2	3	1	
2	4	0	

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014日：待機日数ポイント = N / 365点

待機日数 (N) > 4014日：待機日数ポイント = 10 + log_{1.74} (N / 365 - 9) 点

(4) 未成年者

16歳未満については14点を加算する。

16歳以上20歳未満については12点を加算する。

3. 具体的選択法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(3) 2.の(1)～(4)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

(注1) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能である。

(注2) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。

(注3) C型肝炎抗体陽性ドナーからの移植は、C型肝炎抗体陽性レシピエントのみを対象とするが、リスクについては十分に説明し承諾を得られた場合のみ移植可能とする。

(注4) 新ルール実施後1年を目途に新ルールの運用状況について検討を行うとともに、今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。

4 移植者の現状（生存・生着率と待機期間）

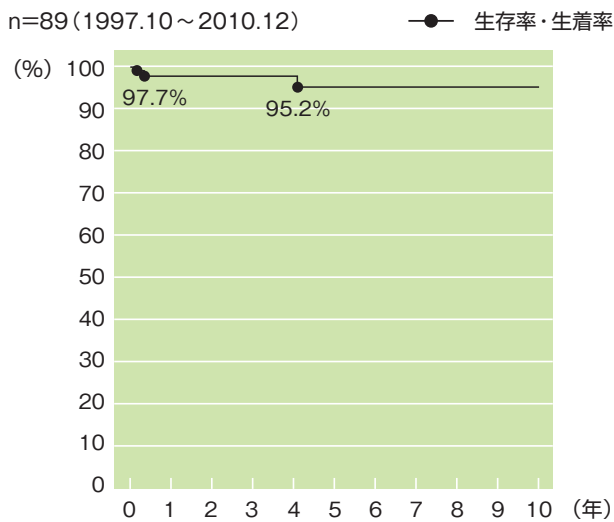


心臓移植 Heart Transplant

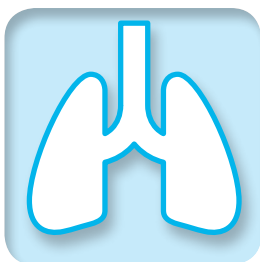
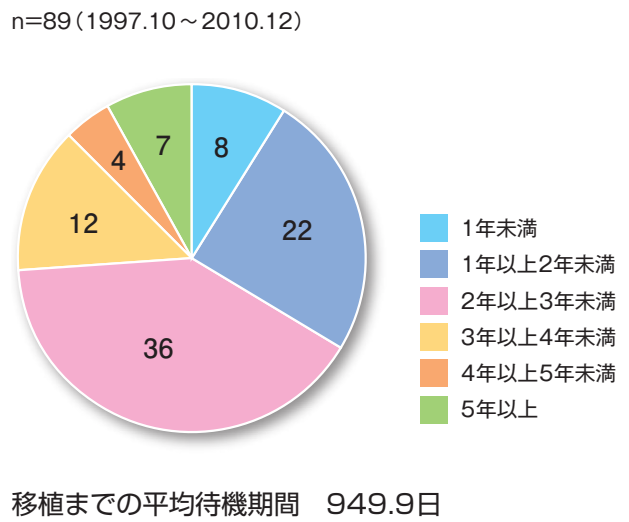
2010年12月31日までに国内で心臓移植を受けられた89名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

心臓移植の1年生存・生着率は97.7%、5年生存・生着率は95.2%で、登録日から移植日までの平均待機期間は949.9日（約2年8ヶ月）でした。

【心臓移植】生存・生着率



心臓移植を受けられた方の待機期間

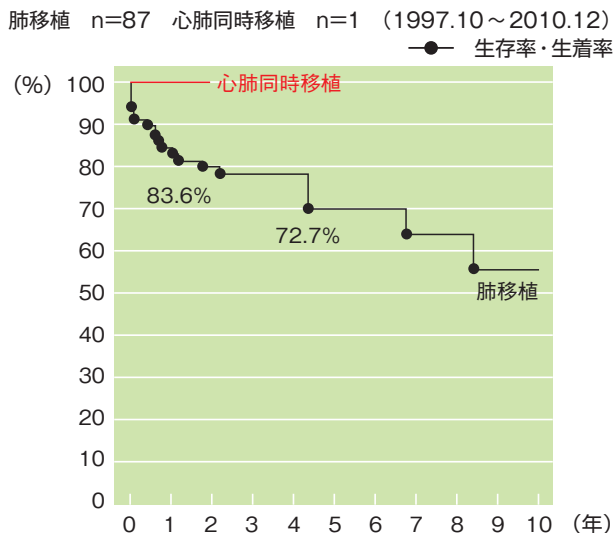


肺移植・心肺同時移植 Lung Transplant

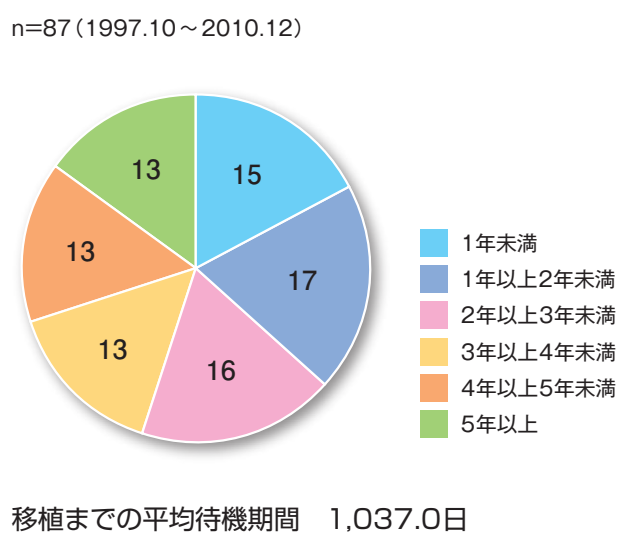
2010年12月31日までに国内で肺移植を受けられた87名および心肺同時移植1名の生存・生着率と肺移植者の待機期間は次のグラフのとおりです。

肺移植の1年生存・生着率は83.6%、5年生存・生着率は72.7%で、登録日から移植日までの平均待機期間は1,037.0日（約2年11ヶ月）でした。

【肺移植・心肺同時移植】生存・生着率



肺移植を受けられた方の待機期間





肝臓移植 Liver Transplant

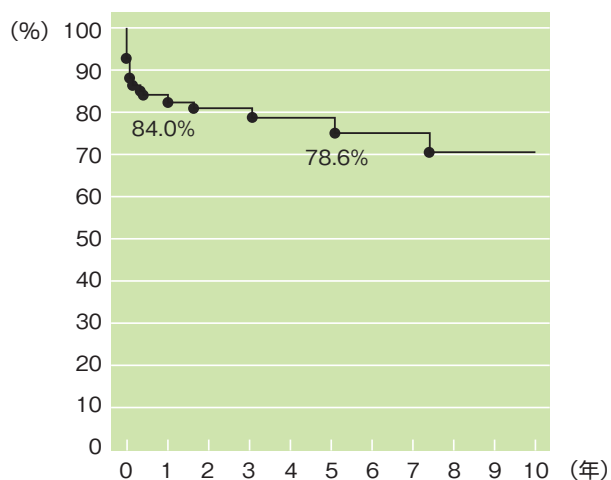
2010年12月31日までに国内で肝臓移植を受けられた95名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

肝臓移植の1年生存・生着率は84.0%、5年生存・生着率は78.6%で、登録日から移植日までの平均待機期間は683.0日(約1年11ヶ月)でした。

【肝臓移植】生存・生着率

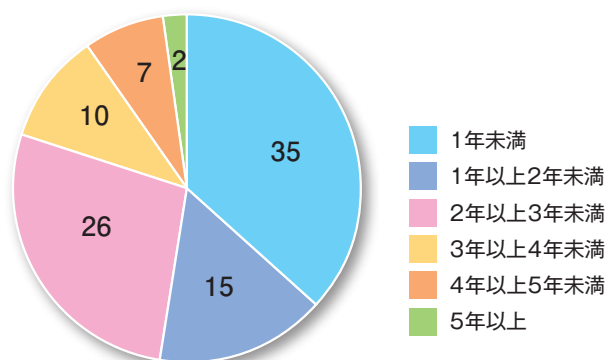
n=95(1997.10~2010.12)

● 生存率・生着率



肝臓移植を受けられた方の待機期間

n=95(1997.10~2010.12)



移植までの平均待機期間 683.0日



小腸移植 Small Intestine Transplant

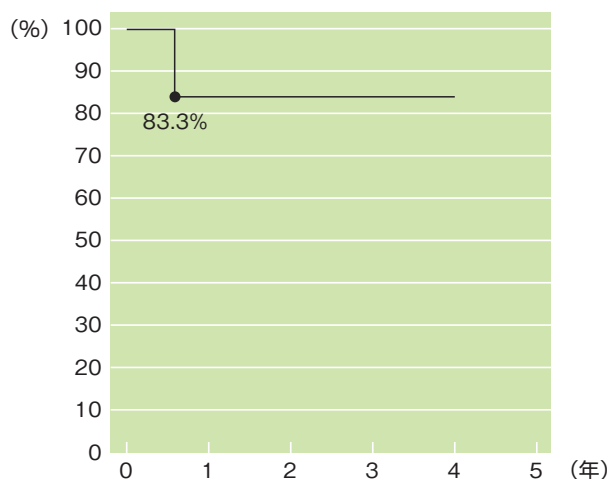
2010年12月31日までに国内で小腸移植を受けられた9名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

小腸移植の1年生存・生着率は83.3%で、登録日から移植日までの平均待機期間は286.6日(約10ヶ月)でした。

【小腸移植】生存・生着率

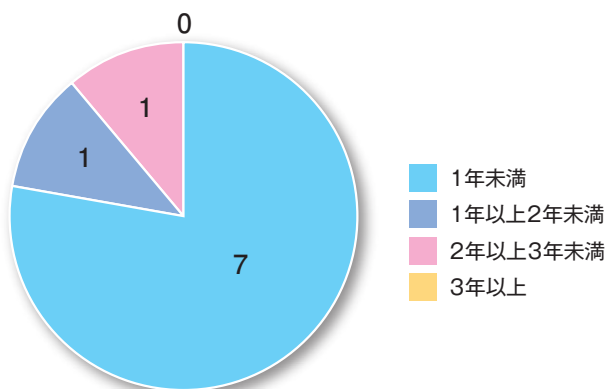
n=9(1997.10~2010.12)

● 生存率・生着率

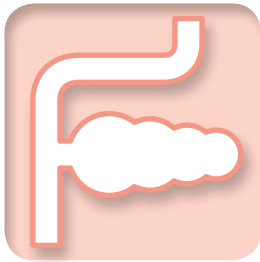


小腸移植を受けられた方の待機期間

n=9(1997.10~2010.12)



移植までの平均待機期間 286.6日



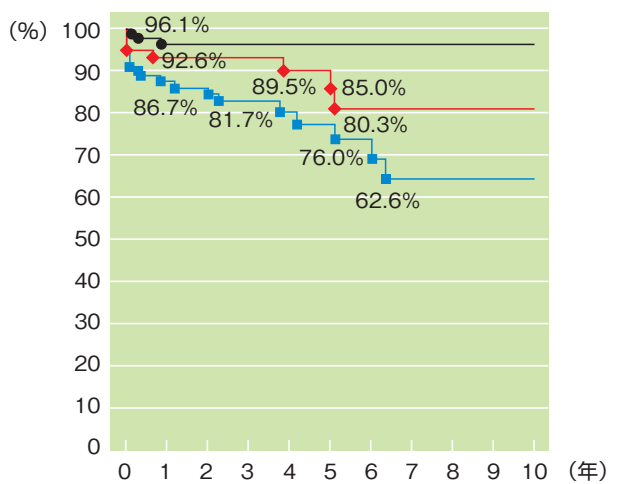
膵臓・膵腎同時移植 Pancreas Transplant

2010年12月31日までに国内で膵臓・膵腎同時移植を受けられた86名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

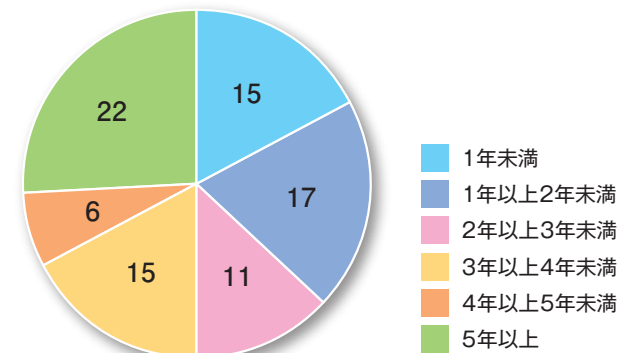
膵臓・膵腎同時移植の1年生存率は96.1%・生着率は腎臓92.6%・膵臓86.7%、5年生存率は96.1%・生着率は腎臓89.5%・膵臓76.0%で、登録日から移植日までの平均待機期間は1,271.0日(約3年6ヶ月)でした。

術式別の1年生着率・5年生着率は、膵腎同時移植(72名)が87.0%・82.1%、腎臓移植後膵臓移植(8名)は72.9%・29.2%、膵単独移植(6名)は100.0%・80.0%でした。

【膵臓・膵腎同時移植】生存・生着率 n=86(1997.10~2010.12)



膵臓・膵腎同時移植を受けられた方の待機期間 n=86(1997.10~2010.12)



移植までの平均待機期間 1,271.0日

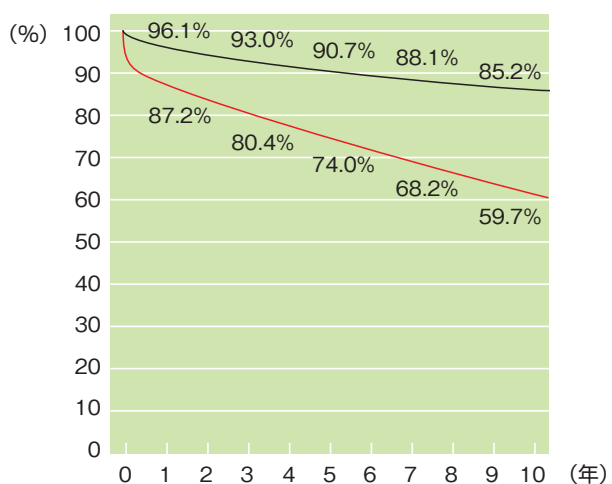


腎臓移植 Kidney Transplant

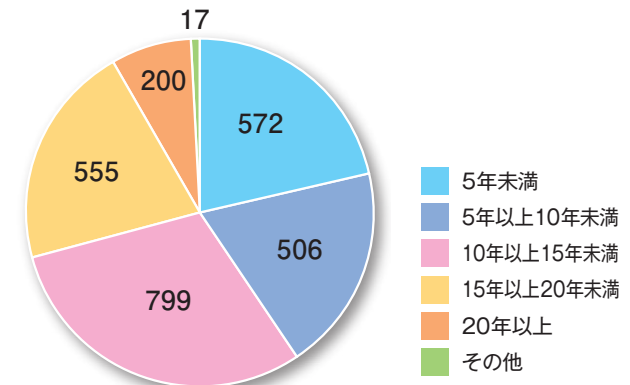
2010年12月31日までに国内で腎臓移植を受けられた2,649名(膵腎同時移植72名を含む)の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

腎臓移植の1年生存率は96.1%・生着率は87.2%、5年生存率は90.7%・生着率は74.0%で、2002年1月のレシピエント選択基準改正後の登録日から移植日までの平均待機期間(膵腎同時移植を除く)は5,199.6日(約14年)でした。

【腎臓移植】生存・生着率 n=2,649(1995.4~2010.12)



腎臓移植を受けられた方の待機期間 n=2,649(1995.4~2010.12)



移植までの平均待機期間 5,199.6日 (膵腎同時移植を除く)

2010年 献腎移植配分結果

2010年の腎臓提供数は112件、移植数は209件でした。腭腎同時移植23件及び腭腎同時移植候補者に腎単独移植を行った2腎を除いた184件の移植のうち、147件(79.9%)が提供施設と同一県内の移植施設で行われています。

移植を受けられた方の平均年齢は51.27歳で、最年少者は11歳、最年長者は70歳でした。

また、移植を受けられた方の平均待機日数(登録日

から移植日までの期間)は、全体で5,616日(約15年)でした。16歳未満は525日(最短125日～最長909日)、16歳以上は5,700日(最短2,697日～最長11,123日)でした。

2010年3月末時点における生存率は98.9%(182/184)、生着率は94.6%(174/184)でした。

16歳未満の小児待機患者への移植は、2010年は3件行われました。

5 レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承ください

(社)日本臓器移植ネットワークが保有するレシピエント(臓器移植希望登録者及び臓器移植を受けた方)の個人情報は、多くの方々に移植医療の現状を知っていただき、今後の移植医療の発展に寄与するため、下記の個人情報保護方針に基づき、統計データとして使用させていただくことをお願いしております。

現在登録されているデータ内容を含め、移植を受けた後の臓器機能データ、免疫抑制剤の使用状況、合

併症、社会復帰状況、転帰などについても、移植担当医にデータの提供をお願いしております。また、移植を受けた後のデータは、細心の注意を払い匿名化した上で、臓器提供者家族や臓器提供病院関係者に報告させていただくことがあります。

臓器移植希望登録に際し、このことをご了承いただきたく、ご理解とご協力をお願いします。ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

社団法人日本臓器移植ネットワーク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階
TEL: 03-3502-2071 FAX: 03-3502-2072
受付時間 月～金曜日 9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

【社団法人日本臓器移植ネットワーク 個人情報保護方針】

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、「臓器の移植に関する法律」等関係法令に則った臓器のあっせんを目的とし、これまで以上に細心の注意を払い、下記の取り組みを実施いたします。

当社は、厚生労働大臣より業として行うあっせんの許可を受けており、厚生労働省及び国会等への報告義務があります。また、その社会的責務として、業務の維持・改善のための基礎資料作成、移植医療の質の向上を目的とした教育・研修・研究等を行っており、収集した個人情報をこれらの目的に用いることがありますが、個人情報の保護には厳重に注意を払います。

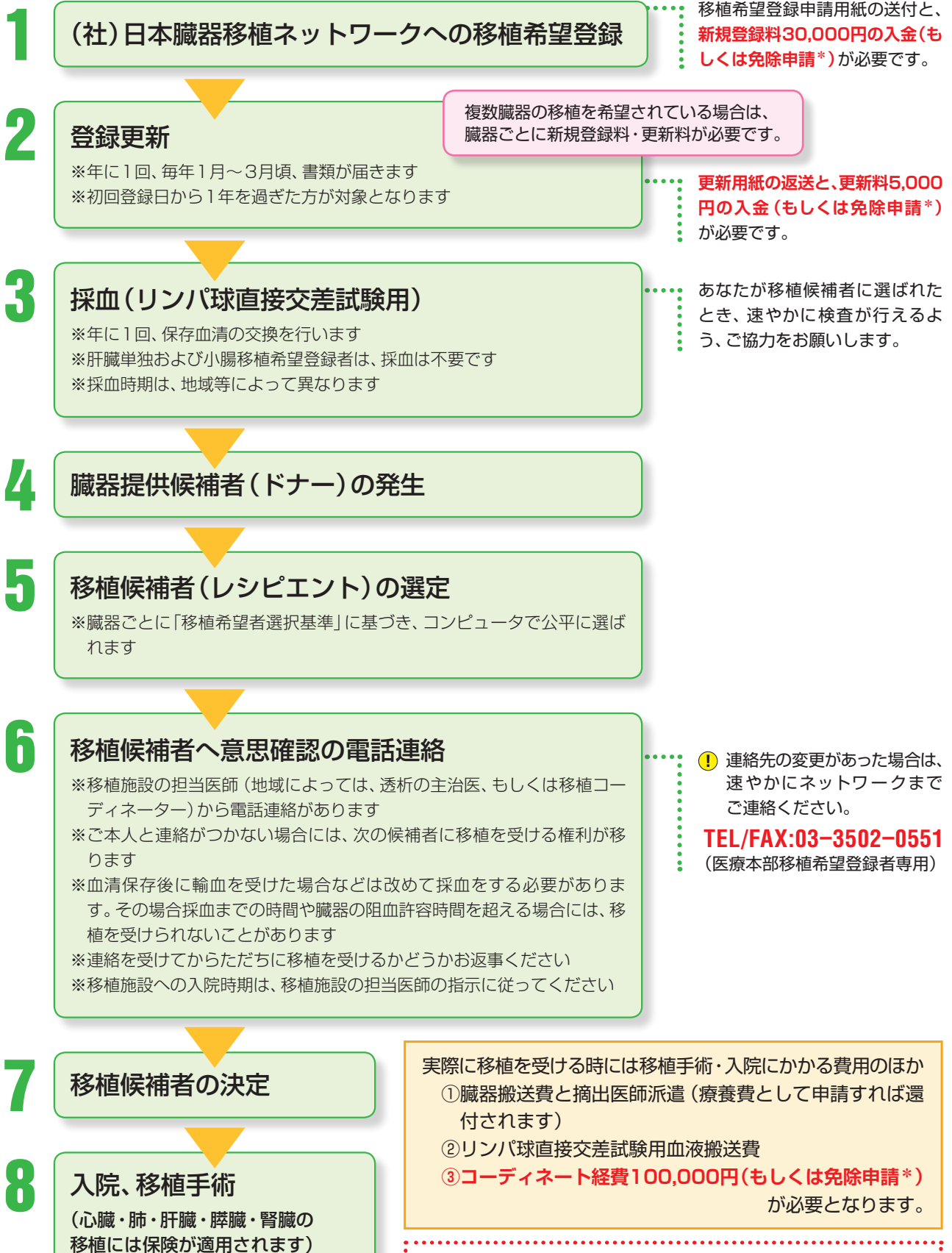
1. 個人情報について、その管理責任者を設置し、取扱いを定めて、適正な保護を行います。
2. 臓器のあっせんを行う上で必要な個人情報は、その収集と利用の目的、管理方法と相談窓口を明確にして、適切な手段で収集し管理いたします。

3. 個人情報は、上記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、目的以外の利用を行う場合は、法律に基づく命令及び関係法令で定める除外項目を除き、本人の同意を得るものといたします。
4. 個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じます。万一の問題発生時は速やかな是正対策を講じます。
5. 個人情報を取り扱う業務を外部の業者に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように、委託先に対する適切な契約や指導・管理を行います。
6. 個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を本人から依頼された場合には、合理的な範囲で速やかに対処いたします。
7. 当ネットワークが保有する個人情報に関して法令、規制を遵守するとともに、適正な適用が実施されるよう管理と必要は是正を行い、職員の教育・研修を徹底した上で、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善していきます。

〔社〕日本臓器移植ネットワークが保有するレシピエントの個人情報とは以下を指しますが、統計処理・匿名化した上で使用いたします。

- レシピエントの登録・更新・フォローアップにおいて(社)日本臓器移植ネットワークが業務上取得、作成又は保存する情報のすべて
- コンピューター等に電磁的に保存されているもの及び紙媒体により保存されているもの
- 具体的には、レシピエントの登録・更新・フォローアップに必要な氏名、住所、生年月日、原疾患、合併症、既往歴、血液型、感染症検査結果、組織適合性検査結果、移植年月日、検査データ、転帰、社会復帰状況等

6 移植希望登録から移植までの流れ



***生活保護世帯または住民税非課税世帯は、所定の書類を提出することで免除されます。**

7 普及啓発の概要

平成9年10月16日の臓器移植法施行以来、一人でも多くの方々に、移植で救える命への理解と臓器提供に関する意思の表示にご協力いただけるよう、普及啓発に努めています。

平成22年7月17日の改正法全面施行後は、本人の意思が不明な場合でもご家族の承諾があれば脳死で臓器を提供できるようになりましたが、もしものときに家族が判断に迷わないためにも、臓器提供について家族とよく話し合い、自分の意思を伝え、表示しておくことが大切です。15歳未満の方からの脳死臓器提供も可能になったため、ホームページのキッズサイトを充実させました。被保険者証や運転免許証にも臓器提供意思表示欄の設置が進んでいます。また、内容もデザインも新しくなった臓器提供意思表示カードを、各都道府県市町村役場の窓口や、保健所、運転免許試験場（センター）、免許の更新できる警察署、一部のコンビニエンスストアに設置し、新しいカードへの書き替えを呼びかけています。

パソコンや携帯電話からインターネットを通じて自分の意思を表示できる「臓器提供意思登録サイト」は、臓器提供の際に本人意思を確認する対象となり、「親族優先提供」の意思も登録できるため、より確実に本人意思の確認ができます。この登録者も年々増加傾向にあります。

10月の臓器移植普及推進月間を中心に行われるグリーンリボンキャンペーンでは、平成22年に引き続き、関根麻里さんにメッセージを務めていただき、ポスターやDVDを作成しました。「話そう。大切な人と。」

「きょう。話してみよう。」というメッセージは、新聞広告や東京メトロの駅・病院・イベント会場でのポスター掲示などを通じて、全国の多くの方々に家族や大切な人と話し合っておくことの大切さを明るく伝えていきます。

グリーンリボンキャンペーンサイト (<http://www.green-ribbon.jp>) では、バージョンアップしたグリーンリボン検定に加え、「話そう辞典」で家族や大切な人との会話の投稿を募集しています。検定合格者や「話そう辞典」への投稿者には、関根麻里さんオリジナルデザインのグリーンリボンピンバッジをプレゼントしており、10月の1ヵ月で約3,000人の応募者があり、好評を得ています。

また、今年は日本記念日協会より、10月16日が「グリーンリボンDAY」（臓器移植について家族や大切な人と話す日）として制定され、当日は、記念イベントを行いました。高校での授業の取り組みや、家族と話すきっかけを見つけるイベントの様子がユーチューブでいつでも閲覧いただけるようになっています。

平成23年度より、ACジャパンの支援が再開し、女優の北乃きいさんが明るくしっかりと「あなたの意思を家族や大切な人に伝えてください」と呼びかけています。北乃きいさん出演のポスターは全国で掲出され、反響を得ています。

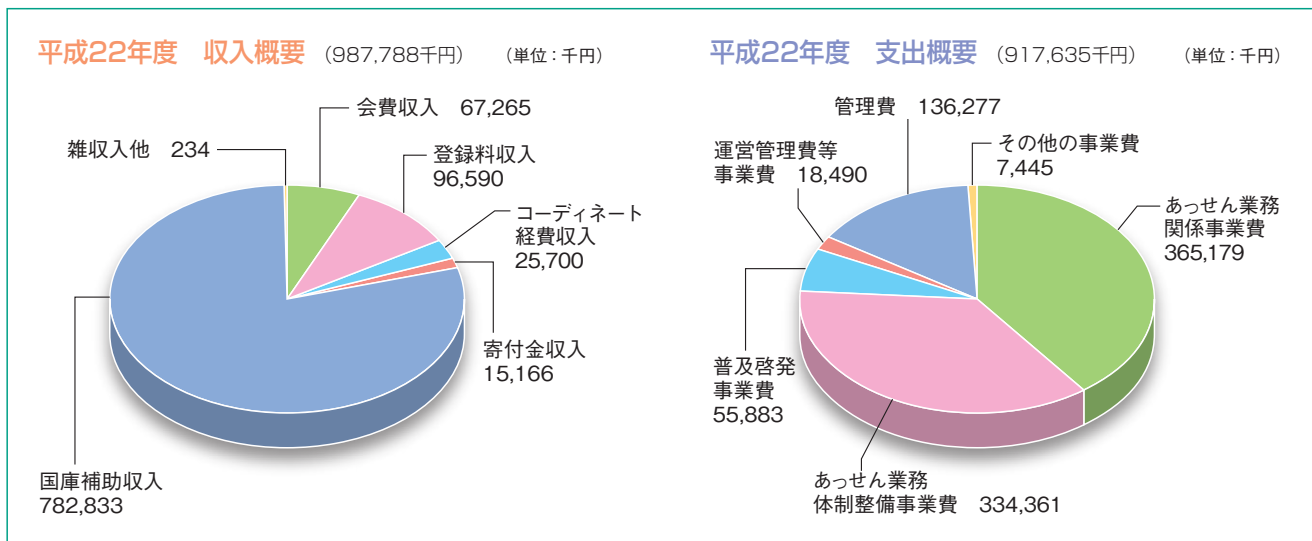
法改正から約1年間で55例の脳死臓器提供がありました。今後も移植医療への理解と家族で話し合っておくことの大切さの周知に努めてまいります。



8 財政状況の報告(平成22年度)

平成22年度の当期収入は約987,788千円でした。その内訳は、会費等収入67,265千円、登録料収入96,590千円、移植を受けられた方から受領するコーディネーター経費収入25,700千円、寄付金収入15,166千円、国庫補助金収入782,833千円が主な収入でした。前年度に比べて295,542千円収入が増えました。

一方、支出は約917,635千円でした。その内訳は、あっせん業務関係事業費が365,179千円、あっせん事業体制整備事業費334,361千円、普及啓発事業費55,883千円、運営管理費等事業費18,490千円、管理費136,277千円が主な支出で、前年度に比べて238,897千円の支出が増えました。



賛助会員の入会・寄付のご協力をお願いしています！

詳しくはホームページをご覧ください。当社にお気軽にお問い合わせください。

臓器移植についての調査研究、普及啓発など、(社)日本臓器移植ネットワークの事業の多くは、皆様からの会費、寄付等によって支えられています。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いします！

みずほ銀行虎ノ門支店・普通預金・1779352
〈口座名義〉
シャダンホウジンニホンソウキョクネットワーク
社団法人日本臓器移植ネットワーク

三菱東京UFJ銀行本店・普通預金・7842709
〈口座名義〉
シャダンホウジンニホンソウキョクネットワーク
社団法人日本臓器移植ネットワーク

郵便払込口座・00180-8-174184
〈口座名義〉
シャダンホウジンニホンソウキョクネットワーク
社団法人日本臓器移植ネットワーク

臓器提供に関するお問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

携帯電話からは
0120-78-1069 **03-3502-2071**

<http://www.jotnw.or.jp> にもさまざまな情報が掲載されています。



<http://www.jotnw.or.jp>

JOTNW (社)日本臓器移植ネットワーク

臓器を提供してもよいという人(ドナー)やその家族の意思を生かし、臓器を提供してもらいたいという人(レシピエント)に最善の方法で臓器が贈られるように橋渡しをする日本で唯一の組織です。



臓器移植

検索

NEWS LETTER

社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16晩翠ビル3階

TEL/FAX 03-3502-0551

URL <http://www.jotnw.or.jp>

